

質問に お答えします



●「P D C A」の内容を教えてください ●

答 P D C Aとは「P l a n（計画）」、「D o （実行）」、「C heck（評価）」、「A ct（改善）」の頭文字をとつたもので、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つとされています。

問 今年の全国安全週間のスローガンは「新たな時代に P D C A みんなで築こう ゼロ災職場」ですが、スローガンにアルファベットが使われたのは全国安全週間92年の歴史の中で初めてだと思います。

この「P D C A」は経営上の管理手法ということは聞いたことがあります。ですが、安全衛生の分野では具体的にどう生かされるのでしょうか。

衛則第3条の2) このことから、総括安全管理者には労働安全衛生マネジメントシステムの実施が事実上法令により義務付けられています。

労働安全衛生マネジメントシステム(O S H M S)は新しい安全衛生管理制度の仕組みで、事業者が労働者の協力の下に「具体的な目標を立て、これを達成するための実行計画」という位置づけで、安全衛生計画を作成し(P l a n) → 計画を実施(D o) → その進捗状況や目標の達成状況をなんど思います。

そして、「安全衛生の方針の表明に関すること」、「リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置に関すること」と、「安全衛生計画の作成、実施、評価、改善」が職務の一つとして規定されています。(安衛法第10条第1項第5号、安

的に行う自主的な安全衛生活動を促進するための仕組みです。

労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用は、安衛則第24条の2に基づき公表されている「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年4月30日労働省告示第53号、改正平成18年3月10日告示第113号)が公表されています。

また、平成18年の安衛法改正で、リスクアセスメントの実施と対策が危険性の高い業種に対し努力義務化されています。(法第28条の2が新設)

そして、健康診断、作業環境測定をはじめ、ストレステック制度なども継続的な取り組みつなげていくためには、常にP D C Aサイクルを意識しながら取り組むことが大切です。

(オノ労働衛生コンサルタント事務所所長 尾野吉則)

は「実施要領や見積もり基準を作成(P)、職場でリスクアセスメントを実施(D)。実施していく中で何か問題点がないかを安全衛生スタッフ部門が調べ(C)、見積基準がわかりにくいなどの問題点は改善策を検討(A)」このようにリスクアセスメントについてもP D C Aサイクルをまわして実施することが有効です。

また、4 Sなど安全活動も推進計画の見直し等P D C Aサイクルをまわすことでの4 Sのレベルを着実に上げることが出来るのです。

そして、健康診断、作業環境測定をはじめ、ストレステック制度なども継続的な取り組みつなげていくためには、常にP D C Aサイクルを意識しながら取り組むことが大切です。